

市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を!

固定資産税(第2期分)・国民健康保険料(第2期分)の納期限は7月31日(金)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、auPAY、d払い、FamiPay、AEON Pay、PayB、楽天ペイ等)、

地方税お支払サイト(※)、市役所で納付してください。※市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の税目に限り、地方税お支払サイト



地方税お支払サイト

で納付いただけます。口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日までに同依頼書を提出すると、その

翌月以降の納期分から引き落としします。※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

問市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481)、国民健康保険料に関すること=国保医療課国保年金係(☎983-2962)

車検時の軽自動車税納税証明書(継続検査用)の提示が原則不要

問税務課市民税係(☎983-1113)

これまで軽自動車税を口座振替で納付されていた人には、車検手続きにおいて納税証明書の提示が必要となることから、例年7月下旬に納税証明書(継続検査用)を送付していましたが、軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の運用開始に伴い、紙の納税証

明書の提示が原則不要となったため、令和7年度をもって終了しました。

例外的に納税証明書の提示が必要となる場合があります。詳しくは右記二次元コードから市ホームページをご覧ください。



令和8年度の税の証明書はコンビニで取得可

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必

要です。■取得できる証明書 最新年度の所得証明書、課税(非課税)証明書 ※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時

間がかかる場合があります。※「調整控除額」や「調整額」の記載が必要な場合、コンビニ交付では発行できません。

■サービスの利用時間 午前6時30分~午後11時(土・日・祝日含む) ※12月29日~1月3日とシステムメ

ンテナンス日は利用不可。■交付手数料 1通200円(市役所窓口の場合は1通300円)

※その他の詳細は右記二次元コードからご確認ください。



問税務課市民税係(☎983-2164、983-1113)

市税証明書等のオンライン請求を開始しました

スマートフォンやパソコンで市税に関する各種証明書等を請求できるようになりました。

- 請求できる証明書等 ▶所得証明書 ▶課税証明書(非課税

- 証明書を含む) ▶納税証明書 ▶完納証明書 ▶軽自動車税納税証明書(継続検査用) ▶固定資産課税台帳記載事項証明書 ▶公課証明書 ▶名寄帳 ■申請受付開始日時 令和8年7月

- 1日(水)午前9時~ ■手続き 1通300円(軽自動車税納税証明書(継続検査用)は無料) ※別途郵送料がかかります。

- 受け取り方法 郵送 ■決済方法 クレジットカードまた

- はPayPay ■申請に必要なもの 必要に応じて本人確認書類の画像、委任状

- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



問税務課市民税係(☎983-2164、983-1113)、税務課資産税係(☎983-2480)

八幡市商工業活性化補助金のご案内

地域に根差した商工業活動の活性化を図ることで、市民の日常生活の利便性向上や活力ある地域経済・地域社会を目指すため、市内中小企業者等の商工業振興にかかる取り組みに予算の範囲内で補助金を交付します。

■制度概要

事業名	補助対象経費
八幡で買おう応援事業	販売促進イベント等の開催経費
八幡を広めよう応援事業	展示会等への出展経費
八幡を整えよう応援事業	防犯カメラや指定施設の設置等に要する経費 ※京都府の商店街にぎわい施設・設備整備事業の対象事業にのみ補助。
八幡で始めよう応援事業	市内での創業または第二創業にかかる経費
八幡で作ろう応援事業	ヤワタカラ認定や八幡市ふるさと納税返礼品への登録を目的とした特産品開発経費

- 申請期限 交付申請書に添付書類を添えて、7月1日(水)午前9時~8月31日(月)午後4時30分に商工観光課へ持参

- ※申請様式は市ホームページや商工観光課窓口で入手可。 ※補助対象者等詳細は右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



令和8年度八幡市観光振興事業補助金のご案内

市の観光振興と地域の活性化を目的に、団体等が開催する賑わいの創出・交流人口の拡大・観光客の誘致等につながるイベントに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■制度概要

事業名	内容
観光イベント自立化支援事業	八幡市における観光客の誘致等による観光振興を目的とした自立化を目指すイベントの開催に対して補助 ※同一事業への補助金の交付は3年を限度。
イベント開催支援事業	八幡市における賑わいの創出や、交流人口の拡大による観光振興を目的としたイベントの開催に対して補助

- 申請期限 交付申請書に添付書類を添えて、7月1日(水)午前9時~8月31日(月)午後4時30分に商工観光課へ持参

- ※申請様式は市ホームページや商工観光課窓口で入手可。 ※補助対象者等詳細は右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



問商工観光課(☎983-2853)

令和8年度 やわた未来いきいき健幸プロジェクト

最大 5,000 ポイント(1ポイント=1円) (1年度あたり) 獲得可能

本プロジェクトでは、活動量計やご自身のスマートフォンを持つウォーキングや、事業参加に対して、ポイントが付与されます。そのポイントは、クオカードや電子マネー等と交換でき、お得に健康づくりに励んでいただけます。

現在、約5,000人以上が参加する人気事業です。これを機に生涯を通じた健康づくりに励みませんか。

参加者 募集中

参加費 1,000円



- 参加条件 次のすべてを満たす人。 ▶20歳以上(申込時点)で、市内在住または在勤 ※年度途中で市外へ転出・転勤等をされた場合は、その時点で退会。 ▶参加者の管理、および事業効果分析を目的とした個人情報の提供に同意できる

- 申込方法 ①Web=右記の二次元コードから ②郵送または持参=申請書(健康推進課窓口や市ホームページ等から入手可)に必要な事項を記入し、郵送(〒614-8501 市役所健康推進課健康増進係(住所不要))、または健康推進課に持参

事業の詳細はこちら



問健康推進課(☎983-1116)